

資 料

フランス刑法典第3部改正法案に関する国民議 会法務委員会第1報告書（1991年12月12日）*

——財産に対する重罪および軽罪の処罰に関する刑法典の規定
を改正するための元老院で採択された法案を検討する憲法的法
律・法律・一般行政委員会の名による報告書（いわゆるイエ第
1報告書）——（その1）

新 倉 修
上 野 芳 久 訳
岡 上 雅 美

解 題

序 文

- ・第3部法案の最初の法文
- ・元老院による修正

条文の検討

- 第1章 盗取
- 第2章 強要（以上、本号）
- 第3章 詐欺およびその周辺の犯罪
- 第4章 横領

第5章 贓物隠匿およびその類似
もしくは周辺の犯罪

第6章 徹底的損壊行為ならびに
その他の損壊，毀損および
破壊

第7章 データ自動処理システムに
対する侵害

第8章 凶徒結集への参加

* J.O.A.N., Doc., 1991-1992, N°2468 (12 Déc. 1991)

解 題

我々は、本誌前号に、フランス新刑法典第3部（財産犯罪）に関する「元老院」の法務委員会報告書（1991年10月23日）を訳出したが、本稿は、「国民議会」の法務委員会⁽¹⁾報告書（1991年12月12日）の翻訳⁽²⁾である。

いわば前号の続編にあたるが、以下では、両報告書の背景、位置づけなどについて多少の解説をしたうえで、なぜ訳出する必要があるのかという点についてもふれてみたい。本稿理解の一助になれば幸いである。

〔新刑法典の施行〕

昨年（1994年）の3月1日、新刑法典が施行され、フランス国民はついに長年にわたって慣れ親しんできたあのナポレオン刑法典に別れを告げた！

フランス初の刑法典である1791年刑法典は、フランス全土が大革命の理想に燃える中で作られたものだったが、意外にも成人式を迎える前に挫折してしまった。それにとって代わったのが2番目の1810年刑法典で、これこそ、法制度の重要性を認識し同時にそれを整備する権力をもったナポレオンの手になるものであった。このナポレオン刑法典は、たしかに理想に走りすぎた第1刑法典に対する反省と改良の中から生まれてきたものではあったが、そして何度も部分的な手直しこそ受けてきた⁽³⁾が、この法典が、その後180年以上の齢を重ねるとは誰も（ナポレオンを除いて？）予想しなかったことであろう。この“つぎはぎ”だらけの服を脱ぎ捨て、一気に最先端のファッションに身を包んで登場したのが、フランス3番目の刑法典となる今度の1992年刑法典（施行は1994. 3. 1）なのである。

〔新刑法典の形成過程〕

新しい刑法典を手にする試みは既に19世紀末から行われていたが、今度の全

- (1) 委員会の正式名(Comission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la Republique)は長いので、本稿では法務委員会と略称する。
- (2) 条文訳は、新刑法典については、法務大臣官房編『法務資料第451号フランス刑法典』（1994）、旧刑法については、同編『フランス刑法典』（法曹会、1991）を参考にした。
- (3) 上野・相模工業大学紀要21巻1号（1987）

面改正は、直接的には1974年末保守政権下に設置された改正委員会の作業に始まる。いくつかの草案を経た後、1981年には社会党政権が誕生したが、その下でも改正作業は継続され⁽⁴⁾、ほぼ完成された形の法案として得られたのが1986年法案⁽⁵⁾である。

しかし同法案は、第1部「総則」、第2部「人に対する重罪・軽罪」、第3部「財産に対する重罪・軽罪」からなる大部なものだったので、1989年、政府は、それぞれ別個独立の3法案に分割して順に検討することにした。その後、第4部「国民、国家および公共の平和に対する重罪・軽罪」法案も作成され、未完成の第5部も合わせて、1つの刑法典として成立した。

〔第3部の形成過程〕

したがって、本稿の対象である刑法典第3部も独立の法案として、一般の立法手続に従って立法化されたのである。

ところで、フランスの典型的な立法作業は、①政府が法案を作成し、②国会のいずれかの議院、たとえば元老院（理事部）に提出することから始まる。③元老院理事部は、法案を審査するのに適した委員会にその検討を依頼し、④この主査委員会は検討結果を本会議に報告する。そして⑤元老院本会議（第1読会）がその報告にもとづき、場合によっては修正のうえ、法案を可決する。⑥可決された法案は国民議会に送付されるが、そこでも⑦まず主査委員会に付託され検討し⑧本会議に報告されてから、⑨国民議会本会議（第1読会）で可決される。ここで修正がなければ成立する。

しかし、⑩修正されて可決された場合は、この修正案が元老院に回付される。以後は、再び③～⑨と同様な手続がとられる⁽⁶⁾。もっとも第2読会を終わっても一致しない場合は、⑪首相が両院各7名の同数合同委員会を招集し統一案を作成させる。この統一案が両院間で採択されなかったときは国民議会が最終議決権をもつ（憲法第45条参照）⁽⁷⁾。

以上やや詳細に記したのは、第3部も、次頁の表Iに見るとおり、まさにこのような経過をたどったからである。

（4） 諸改正案の翻訳として、新倉・國學院法學18巻2号（1980）、17巻4号（1980）、21巻4号（1984）、22巻4号（1985）がある。

（5） 恒光・岡山法学会誌37巻1号（1987）、3号、4号、38巻2号（1988）

（6） このように法案が両院間を往復することを「法案の往復 navette」という。

（7） 以上につき『事典現代のフランス〔新版〕』39頁（大修館書店、1988）

【表 I】 <新刑法典・第 3 部の形成過程>

- ①1986. 2. 19 政府原案, 閣議通過 [→恒光訳 (注 5 参照)]
・第 1 部「総則」, 第 2 部「人に対する重罪・軽罪」, 第 3 部「財産に対する重罪・軽罪」の 3 部から成る。
- ②1986. 2. 20 政府, 法案を元老院に提出

(同年 3 月総選挙で保守派勝利により中断
→1988 年総選挙で社会党勝利により, 86 案を基礎に改正作業再開)
- ①1989. 2. 15 ロカル首相の書簡
・1986 年の政府原案を 3 つの個別法案に分割する。
(その後, 1989 年第 1 部, 1991 年春第 2 部の立法作業の開始)
- ②1991. 秋 政府, 法案 (第 3 部) を元老院に提出
- ③ 元老院, 法務委員会へ付託
- ④1991. 10. 23 元老院法務委員会報告書 (リュドロフ第 1 報告書) [→前号訳]
- ⑤1991. 10. 30 元老院 (第 1 読会), 修正案可決
- ⑥1991. 10. 31 元老院, 修正案を国民議会へ送付
- ⑦ 国民議会, 法務委員会へ付託
- ⑧1991. 12. 12 国民議会法務委員会報告書 (イエ第 1 報告書) [=本号訳]
- ⑨1991. 12. 国民議会 (第 1 読会), 修正案可決
- ⑩1991. 12. 18 国民議会, 修正案を元老院へ回付
- ③ 元老院, 法務委員会へ付託
- ④1992. 2. 26 元老院法務委員会報告書 (リュドロフ第 2 報告書)
- ⑤1992. 4. 22 元老院 (第 2 読会), 修正案可決
- ⑥1992. 4. 23 元老院, 修正案を国民議会へ送付
- ⑦ 国民議会, 法務委員会へ付託
- ⑧1992. 5. 14 国民議会法務委員会報告書 (イエ第 2 報告書)
- ⑨1992. 5. 21 国民議会 (第 2 読会), 修正案可決
- ⑩1992. 5. 25 国民議会, 修正案を元老院へ回付
- ⑪1992. 6. 24 両院同数合同委員会

(注) 各年月日の頭の丸つき数字は, 前頁 (第 3 部の形成過程) のそれに対応している。

なお、本稿は、第3部の法律成立前の一場面に関するものであるが、その後、国民議会（第1読会）は本報告書に基づいて修正案を作成し再び元老院に回付した。以下同様に両院で第2読会が開かれた後に、成案が得られ、新刑法典に組み込まれた。

〔委員会報告書の重要性〕

上述した所から委員会報告書の重要性はすでに明らかであろうが、思いつくまま列挙してみれば、次のような点を指摘できる。

- （1）何よりもその法律、その条文の、正確・詳細な立法趣旨が分かる、
- （2）その法律制定の背景、歴史なども書いてある、
- （3）法律の形成過程・立法作業の流れが具体的によくわかる、
- （4）また、一連の委員会報告書をたどれば最終的な法文に落ちつくまでの考え方の変化を把握することができる。

さらに言えばフランス国民の意識、国民性なども発見できる場合もあろう。フランス国民は新刑法典をどんな心意気で制定したのか？ 新刑法典はどんな点で最先端なのだろうか？ フランスは、現代的な諸問題についてどのように悩み、どのような解決を与えているのだろうか？ ——これらの疑問を解く鍵も、まさに本稿の中に、そして、本稿を含む一連のフランス議会（国民議会と元老院）における議論（委員会報告書）の中に隠されているのである。

〔両報告書の位置づけ〕

前稿は、政府が作成した財産犯に関する法案につき、元老院が種々の観点から検討を加えたものである。もともと財産犯罪については、たびかさなる部分改正のおかげで、今度の改正では他の箇所に比べて大きな変革はなかったといわれるが⁽⁸⁾、元老院法務委員会でも、従来の部分改正法を取り入れること、新刑法典の第1部、第2部との整合性を考慮することがその中心的作業であった。しかし、一定の犯罪については定義を拡大したり（例、大量旅客輸送の車両内の窃盗を、車両内だけでなく乗降場所にも拡大）、新しい軽罪を創設したり（例、安全義務違反による被害発生の場合に失火行為者を罰する規定、タグ行為を罰する規定）もしている。興味深いのは、情報処理に関する犯罪については、第3部に置くべきではなく、第5部に規定すべきだとしている点である。いずれ

（8） 上野・法律時報66巻11号（1994年11月）77頁以下参照

にせよ、前稿には、政府案に対する議会側の初めての反応が示されている。

これに対し、**本稿**は、元老院が修正した法案について国民議会が検討を加えたものである。ここでも国民議会法務委員会の作業は、大幅な見直しをするものではなく、法案の他の条文との調整や、読みやすくするための条文整理などが多い。しかし、新しい犯罪を創設したり（例、火災に関する虚偽の警告の犯罪化）、元老院での行き過ぎ（必要的保安期間の過度の設定）にブレーキをかけることも行われている。本稿では、国民議会の反応が、政府案へと同時に、元老院案に対しても示されているわけである。

〔訳出の意義〕

前稿、本稿から、上記のような、教科書からだけでは知ることのできない新たな知見を得ることができた。これだけでも訳出する意義がある。

しかし、より重要な意義は、一連の法務委員会報告書がすべて出揃った時に、一層明らかになるであろう。たとえば、第3部の財産犯罪に関するものだけに限っても、全報告書が訳出されれば、そこからフランスで最も頻繁に犯されている犯罪に対するフランス人自身の考え方が浮き彫りにされてこよう。さらに、第1部から第4部まですべてについての報告書が訳されれば、より大きな発見も考えられる。たとえば、フランスでは（たしかに難産ではあったが）最新ファッションに変更できたのは何故か。それに対し、古めかしいファッションのままである日本刑法典が、現代語化という身繕いをするのに止まり、完全に装いを新たにすることができないのは何故なのか。あるいはその解答を見つけ出すことができるかもしれない。

* * *

大革命を経験し人権思想を広めたフランス、国際社会の一中枢を占めヨーロッパ統一を推進するフランス、世界文化の中心であるフランス、そして、かつて日本が法整備のお手本としたフランス——いろいろな意味で重要性をもつ国フランスが、刑法という国の根幹をなす法律を180年ぶりに改正したのである。このめったにない機会に接し、われわれは手をこまねいているわけにはいかない。フランス新刑法典の形成過程は、まさに研究テーマの宝庫なのである。

（上野記）

序 文

議員諸君

国民議会は、その第1読会において、昨年〔1991年〕10月30日に元老院で採択された条文中の、財産に対する重罪および軽罪に関する新刑法典第3部の政府提出法案について、決定を下すために招集された。

本法案の検討により、1810年刑法典に代わる新刑法典を採択するために今から2年半前に開始された立法審議過程は、新たな段階に入る。1989年4月以来、両院は将来の法典の第1部から第4部を同時に検討してきているが、その現在の編纂作業状況は次のとおりである。総則を定める第1部は、1991年4月2日に開催された同数合同委員会で、国民議会と元老院の間で妥協された法文となった。人に対する重罪および軽罪に関する第2部は、各院において2回ずつ検討された。国民、国家および公共の平和に対する重罪および軽罪に関する第4部は、国民議会の第1読会により採択されてから元老院に回付された。それ故、4つの部のそれぞれは、少なくとも1回は、両院のどちらかによって検討されたことになる。また、本件第3部について国民議会が判断を下したあかつきには、第1部から第3部については、両院によって検討されたことになる。

したがって、国会手続は今日順調に進んでいることになるが、完成にはほど遠い。政府は、国会の同意をもって、新刑法典の第1部から第4部が同時に公布されることを決定しているが、そうであれば、4つの部の法文を確定的に採択する最終的な立法段階を通過する前に、各部は、場合により、同数合同委員会の検討対象となることになろう。

第3部の法案は、他の箇所より分量が少ないが——政府原案では71カ条、元老院第一読会後は100カ条ほど——、それでもなお〔他と〕全く同じくらいの重要性をもっている。実際、われわれの同胞が抱く一般的な不安感、多くの場合、小犯罪に起因するもので、しかもその最大部分を占めるのは種々の盗取なのである。したがって財産に対する刑法上の保護が必要になるわけである。さらにそれに加えて、とくに大量販売・運搬が行われる商業分野においては、財産に対する軽罪が増加したことにより、経済的コストが重大なことがある。元老院において司法大臣補佐（Ministre délégué à la justice）が、刑事裁判所の活動の半分以上が財産犯にあてられていることを明らかにして指摘したように、認知された犯罪の5分の4以上が財産に対する重罪・軽罪である。

さらに、財産に対する侵害が、被害者や第三者の生命はともかくとしても、少なくともその身体的または精神的完全性を危険に陥れることもまれではなく、このことが、効果的な処罰規定を置くことを一層正当化するのである。

これが、財産の刑法的保護を効果的なやり方で確保すべき理由である。財産を侵害しても罰せられないのは、われわれの社会の基礎そのものをゆるがせにする可能性がない場合だけである。

ところで、現行刑法典は、徐々に社会の発展や財産権概念の進歩に、そして新しい形態の犯罪に適応できなくなってきたことが明らかになった。わが刑法典は、古めかしくあるいは欠陥をもっているのだから、改正されるべきなのである。第3部の法案は、もっぱらその表記もしくは内容を現代化するために、時にはたとえば贓物行為や情報処理に関する不正行為のような犯罪につき革新的な補充を行うために、その規定を書き直している。また同案は、第1部に規定された法人の刑事責任に関する革新〔的規定〕の応用編である。

元老院は、基本的には提出された法文を認めたが、一部修正した。修正のあるものについては政府の同意を得られたが、他のものについては、もっぱら、多くの場面で委員会が賛成した原則に基づく理由を根拠として、政府の反対を受けている。

第3部法案の原案

想起しておくべきは、本法案は、第1部、第2部と同様に、単一法案として、1986年2月に元老院理事部に提出されたものであるということである。それ故、現在議会によって検討されているのは、当時の条文そのままなのである。政府は1989年2月にそれを異なる3個の法案の形で再提出したが、それは検討をしやすくする趣旨だっただけで、内容を変更したものではない。

最初の第3部法案の71個の条文は、8つの章に分けられ、必要な場合にはそれはさらに節に分けられている。

第1章は、盗取に関する規定を集めている。提案されたこの軽罪の定義は、より現代的な条文の中に現行のものを取り入れたものであり、実行した者は2年の拘禁刑および200,000フランの罰金を科せられる、とされている。拘禁刑の最上限は現行法の規定（3年）よりも少し低くなっている。この軽減は、刑罰

段階制度を拡大しよう、そのために盗取が行われたときの事情に応じた新しい刑罰の段階を設立しようという法案起草者の意図にもとづくものである。

他方、注目すべきは第301-11条の規定の新しきで、同条は、法律の沈黙を埋めなければならなかった判例に従って、エネルギーの不正使用を盗取と同一視したのである。

幾つかの条文は、その事情の下で盗取が行われると、それによって有責者に加重刑が科せられることになる事由を定めている。この観点から、法案は新しい加重事由に関する新規定をおいている。それは、個人の脆弱性、公権力をもつ者による盗取、徹底的損壊行為(vandalisme)を伴う盗取、あるいは大量旅客輸送に充てられた車両内で行われた盗取である。盗取が夜間に行われたことにもとづく事由の廃止についても記しておこう。これは、人間の活動が日没によって中断されることがない社会においては、妥当性を失っている。冬季の午後遅くに行われた盗取を、夏季の同時刻つまり真昼間に犯された盗取より重いと考えるべき根拠は何もない。「親族不訴追」(盗取が親族の一人によって行われた場合)に関する規定について言えば、これもまた、いくつかの新しい点をもっている。不訴追の場合の限定、被害者の告訴に基づく訴追の可能なこと、である。他方、第1部に示された原則のとおり、法人は、必要な場合、盗取の責任を負うるとされており、第301-13条が定める刑罰を科される場合もある。

強要に関する第2章は、大体、本罪に関する現行法上の定義を再録しているが、しかし、新しい要素をも加え、秘密の暴露による強要行為をも犯罪化している。

さらに、現行刑法典にはない刑罰階段制を適用することを提案している。たしかに、現行法は強要の加重事由を規定しておらず、実行者は、その犯罪に伴いうる事情の重さにかかわらず、最高10年の拘禁刑および200,000フランの罰金を科されるにすぎない。そこで、第3部法案は、「単純」強要の場合は7年(現行は10年)の拘禁刑と決め、もしその強要が、暴行を伴う場合、武器の使用またはそれによる威嚇を伴う場合、組織集団の行為である場合のときは10年(身体の一部喪失もしくは永続的な障害を起こした暴行があったときは20年)、もし拷問もしくは残虐行為または被害者の死亡が生じた場合には無期懲役刑が科せられる、としている。

強要の特別な形である恐喝については、現在と同じ条件で犯罪化されているが、今後は、[強要罪との]調整上、秘密の暴露をさせるための恐喝もありうる

ことが規定された点で異なっている。強要行為については法人の刑事責任も問われることになるう。

詐欺は第3章の対象であるが、そこでは詐欺と周辺犯罪とが区別されている。第303-1条が定める詐欺の定義は、現代的な形にして（現行第405条は、他人の心の中に「架空の事件」について希望もしくは危惧の念を生じさせようとする詐欺師についても規定している）、現行法の定義を書き直したものである。もっともその定義には、人を欺罔するために真実の資格を濫用する行為も犯罪だとする新规定が追加されている。

定められている刑罰はそのまま、5年の拘禁刑および2,500,000フランの罰金である。新しくなったのは詐欺の加重事由である。現行第405条は証券を発行する目的で公衆に対し募集をする詐欺師の場合を規定するだけであるが、第303-2条は、この募集が人道的もしくは社会的目的の資金を募集するために行われる場合、そして、詐欺が公権力を行使する者もしくはこの資格を不当に得た者によって実行された場合についても、刑罰の加重を定めている（7年の拘禁刑および5,000,000フランの罰金）。

詐欺の周辺の犯罪については、第303-3条、第303-4条で定められている。

前者は、未成年者または弱者の無知または脆弱な状態を不当に濫用することを犯罪としているが、その条文は、現行法から影響を受けつつもずっと現代化されており、現行法には被害者の脆弱性についての規定がないという限りでは、新しいとさえ言える。詐欺よりも軽いと考えられたため、この軽罪はより軽い拘禁刑——3年——で罰せられるが、今日適用される刑（2年）よりは重い。罰金刑は2,500,000フランである（現行と同じ）。第303-4条は、役務不正提供罪（*filouterie*）となる行為を定める。これは現行第401条の規定を書き直したものであって、条文は新しいが、内容は実質的に変わっていない（ただし、「支払うつもりがない」のに役務を提供させる行為を犯罪とした点を除く。この行為は現在までのところ民事裁判所にのみ提訴されている）。科される刑罰はここでも加重されている。1年の拘禁刑および100,000フランの罰金である（現行は6月、15,000フラン）。

第4章はさまざまな形態の横領にあてられているが、その最初に位置するのは背信（*abus de confiance*）である。この定義規定によれば、現行第408条の定義と比べて簡潔になっただけでなく、適用範囲も拡大されている。有責者は

3年の拘禁刑を科せられるが、これは現行法(2年)と比べるとやや重くなっている。罰金刑は同じで、2,500,000フランである。第304-2条は、背信が、現金・有価証券を入手するために公募する者、裁判所の委託を受けた者または公職株保有者もしくは裁判所補助吏、または、第三者の財産の処理に協力し、第三者の計算で現金・有価証券を回収するすべての者によって行われる場合は、科される最高刑を7年の拘禁刑および5,000,000フランの罰金とすることを提案している。

第304-3条、第304-4条は、質物または差押物について、現行刑法典の定義に近い定義を与え、科される最高刑を、既に今日実現されているところだが、3年の拘禁刑、2,500,000フランの罰金としている。

第4章は、最後に、現行の刑法第404条の1、さらにはその源である1983年7月8日の犯罪被害者の保護を強化する法律第608号にならって、支払不能状態の不正作出行為を犯罪とする。基本的な修正は行われず、ただ簡単な形式的配列について条文が改善されたにすぎない。

贓物隠匿罪は第5章の対象となっている。そのうちのいくつかの規定について、立法者は、1987年11月30日の贓物の防止・処罰および動産の売買・交換の整備に関する法律第962号の可決のときに考慮したことがある。

刑法典の第460条、第461条の1、第461条の2、第462条として法典化されているが、しかし、この法律は——これは新刑法典法案の提出より後である——第3部法案とかなりの差異を示している。たとえば、贓物隠匿の定義、科される罰金刑(1987年法では最高2,500,000フランと規定されていたが、第3部では最高額は1,000,000フランと定められている)、あるいはまた法案では犯罪化されていない贓物隠匿に類似する犯罪(現行第461条の1の規定対象)である。他方、1987年の立法者は、一定の点については、第3部法案の規定を取り込んだ。たとえば、単純贓物隠匿の場合に科される拘禁刑の最高を5年としたこと、贓物隠匿が常習としてまたは職業活動の遂行の際に行われた場合に刑罰を加重する原則(ただし、両法文中の刑罰は異なる)、他人から買った中古動産の売買を職業とする者に対する記帳義務(ただし、この点については1987年法の規定の方が整っている)である。

徹底的損壊行為(vandalisme)およびその他の破壊・毀損・毀棄にあてられている第6章は、徹底的損壊行為の処罰、「軽微な」破壊・毀損・毀棄行為の軽

罪化（これらは今日では違警罪である）とともに、新しい規定をおいている。拘禁刑は変わらない——2 年——が、罰金刑は 50,000 フランから 200,000 フランに引き上げられている。現行第 434 条に定められている加重事由が法案に採用されていないことに注意したい。現行刑法典第 257 条ないし第 257 条の 3 に定める記念碑や公共展示物の破壊・毀損についても同様である。

第 306-2 条は、爆発物質の使用、放火または人に危険を生じさせる性質をもつ他のあらゆる手段を用いる、故意による破壊・毀損・毀棄を犯罪としている。同条はまた、現行第 435 条の内容を入れ、拘禁刑の上限を同じく 10 年としているが、罰金額を 200,000 フランに代えて 1,000,000 フランとしている。第 306-3 条、第 306-4 条は、犯罪が組織集団により行われた場合（20 年、第 435 条も同じ）、身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合（現行の無期懲役に対し 30 年）、あるいは他人の死を引き起こした場合（現行と同じく無期懲役）に、刑を加重している。

本章に動物に対する虐待・残虐行為の犯罪がないことに驚き心配さえするむきもあるだろう。しかし、これらは今日ではもはや財産の範囲に入れることはできない。それ故、分離されて、後に立法者が取り上げるであろう。

情報に関する犯罪は第 7 章の中で規定されており、次の 4 つの犯罪に分けられる。プログラムや情報データの不正傍受、それらの使用・伝達・複写、自動処理システムの破壊・改変、そのようなシステムを不正使用することに基づいて他人のために違法な利益を取得・追求すること、である。前 2 者の場合には 3 年の拘禁刑および 1,000,000 フランの罰金で罰せられ、後 2 者の場合には、5 年および 2,500,000 フランになる、と定められている。この規定は、情報処理の不正行為に関する 1988 年 1 月 5 日の法律第 19 号が可決される際に、立法者に広く影響を与えたこと、同法は刑法典の第 462 条の 2 以下に取り入れられ、今日では、その分野に適用される刑法となっていること、に注意したい。

最後に第 8 章は、人に対する侵害に関する第 2 部の中の規定に類似したある規定によれば、財産に対する 1 ないし数個の重罪を行う目的とする凶徒の結集について定め、罰している。本章は、現行刑法典第 265 条に定める結集の定義に加えて、結集の存在を通報した人のための刑の免除に関する第 268 条の規定をも採用している。

元老院による修正

およそ法文数を抑えることを承認しつつも、元老院は修正案を採択した。そのうちの1部は、刑法改正の立法手続が長引いたために調整が必要となったことによるものであるが、他のものは、内容にかかわる新たな提案である。

1986年以後の法律の統合

第3部法案の提出後に可決された2つの法律は、現行刑法典の中に統合されたが、それらの新法典への法典化は元老院による修正という方法で行われた。

それは、前述の贓物隠匿に関する1987年11月30日の法律である。同法中の一定の規定はすでに第3部法案の中に置かれているが、他の規定については同様な規定が置かれなかった。それ故元老院は、第5章を第460条以下に規定されていた1987年法と調和させた。そこで、科される刑罰の上限を現在規定されているものと同じにし（とくに単純贓物隠匿の場合2,500,00フランの罰金、常習的に行われた贓物隠匿なら10年の拘禁刑）、現行第461条の1のそれに近い文言で、贓物隠匿と看做される行為を犯罪とし、最後に、1987年法第1条に置かれていた規定——奇妙なことに犯罪規定はあったのに、これは法典化されなかった——つまり中古の動産を製造もしくは商取引の対象とする者の記帳義務に関する規定全体を取り入れたのである。

元老院は、現行法典の第462条の2以下に規定されていた、前述の情報処理の不正行為に関する1988年1月5日の法律の規定を第3部法案の中に取り込むために、同様の手続をとった。そこで、元老院は現行法典の規定方法を採用した。〔それは〕とくに、情報処理システムへの不法なアクセスもしくは滞留、他人に損害を与える情報化された記録の偽造、原因・隠匿などの事情を知ったうえでの偽造記録の利用、凶徒の結集、に関する規定である。

第1部に関する同数合同委員会の決定

新刑法典の総則は、第1部について共通な法文を編纂する目的で1991年10月2日に開かれた同数合同委員会によって決定された。第2部の検討の際に行われたように、元老院は、この委員会による決定の結果を考慮した修正案を採択した。

こうして元老院は煽動者を犯罪行為者とみる規定を廃止し、煽動者という概

念は結局第1部の中に取り入れられることはなかった。元老院は、同数合同委員会によって創設された新しい刑罰段階制を考慮に入れた。とくに軽罪の拘禁刑の上限を10年（もはや7年ではない）とし、重罪の刑罰の第1段階を15年とした。たとえば、盗取や強要に適用される刑罰を、犯罪が行われた際の事情に応じて規定し直した。同様に、一定の場合には、30年という新しい刑罰の適用を規定した（重大な暴行を伴う組織集団による強要）。

元老院は、第1部に定められた原則に従って、必要な保安期間を適用できる犯罪を定めた。その原則によれば、言い渡された自由剥奪刑が10年以上の場合、事例ごとにそのような処分を定める理由があるか否かを定めることができるのは立法者である。それ故元老院は、盗取および強要について、それらが最も重い事由の下に行われた場合（暴行、武器の使用もしくはそれによる脅迫、組織集団、致死）、あるいは破壊・毀損・毀棄の最も危険な場合、つまり労働不能、身体の一部喪失もしくは永続的な身体障害という結果を招きまたは人の死が生じた場合に、それ〔保安期間〕を置くべきことを決めた。

第2部における決定

元老院は、第3部法案について、第2部——それは既に両院における2回の読会の対象になった——の検討の際になされた決定、つまり国民議会と元老院で合意された、あるいはされなかった決定を考慮に入れることを要望した。元老院は、たとえば、両院で承認された条文の中の、被害者の脆弱性や公権力を保持する者または公務を担当する者という身分 (qualité) を根拠とする加重事由の規定を取り入れた。同様に、第3部に定められた犯罪について、労働不能状態にあったのは8日間を超えていたか超えていなかったかという暴行に関する区別を導入した。〔さらに〕元老院は、国民議会も承認したところだが、第2部の第228-1条の条文と似た条文の中に、財産に対する軽罪を実行する目的をもつ凶徒の結集を犯罪と定めることにした。これに対し第3部の政府原案は重罪を実行する場合しか規定していなかった。

元老院は、第2部中の人に対する脅迫として置かれた規定に類似した規定によって、破壊・毀損・毀棄の脅迫についての新しい犯罪を創設したが、第2部規定自体、目下審議中である。他方、国民議会に反対されてはいるが第2部に関する断固たる態度をつらぬいて、元老院は、フランス国内の滞在禁止 (I. T. F. = interdiction du territoire français) の適用を最も重い犯罪に拡大することを決定した。そのために、元老院はいくつかの追加的条文を挿入したが、その

条文は元老院が可決した第2部内の条文を模倣するものである。それによれば、I. T. F. は、裁判官が無期または有期（10年間）の期間言い渡さねばならない必要的補充刑とされる。それは、加重的盗取または強要で少なくとも10年の拘禁刑で罰せられる場合、常習的にまたは職業活動上の便宜を利用して行われる贓物隠匿の場合、そして、重大な結果を生じた破壊・毀損・毀棄の場合である。同様に、滞在禁止の適用範囲も、政府原案では凶徒の結集に限定されていたが、拡大されたことに注意しておきたい。

内容に関する新たな提案

元老院による内容にかかわる提案には、数は少ないが〔次の〕3種がある。

まず、新しい犯罪の創設を目的とするものである。安全義務または注意義務を怠り、火災を生じさせ、故意なく行う財産の破壊・毀損・毀棄（とくに森林火災を想定）〔の場合〕。1年および100,000フランの罰金。そのような義務を意図的に怠った場合には、2年および200,000フラン。人に危険を及ぼす破壊・毀損・毀棄があると誤信させる目的での、虚偽情報の伝達（たとえば爆弾についての虚偽の警告を想定）は、2年の拘禁刑および200,000フランの罰金。壁、車両、公道または路上施設の上に、記号・絵模様その他のメッセージを残した場合（「タグ行為」を想定）、その行為者に対しては、6月の拘禁刑および500,000フランの罰金が科せられる。

次に、元老院で可決された修正案は、一定の刑を重くするものである。とくに、盗取の拘禁刑は、2年から3年に引き上げられたが、その最高刑については、元老院は、現行と同じレベルを維持することを望んだ。同様に元老院は、裁判所の委託を受けた者、公職株保有者もしくは裁判所補助吏によって犯された背任罪について、適用される刑を7年から10年に引き上げた。この点についても同じように現行法を引き継いだのである。

最後に元老院は、新しい加重事由を定め、あるいは法文に規定されていた一定の加重事由の適用範囲を拡大した。たとえば、盗取または強要の行為者についていえば、たとえ武器で脅迫したりそれを使用しなくても、単に武器を所持していさえいれば加重刑が科せられる。暴行を伴う盗取または強要の加重事由は、それに関する判例のためらいを取り除くために、規定された。盗取後の暴行が正犯・共犯の逃走を助けまたは処罰を免れることを目的としていた場合には、盗取は暴行を伴うものと看做され加重されることになろう。もっとも裁判所は、盗取と暴行との間に関係があるのは、暴行が盗取の実行を可能にする目

的をもつ場合だけとするようである。政府原案は加重を大量旅客輸送に充てられた車両内で実行された盗取に限っていたが、元老院は、盗取が大量旅客輸送手段への乗り降りのために設けられた場所（地下鉄通路など）において実行された場合をも加重事由に格上げした。

* * * *

結局のところ、元老院の読会を経て現在国民議会が受理している第 3 部法案は、法文数全体の抑制を見直すような、内容にかかわる修正を必要とするわけではない。

本報告者は、報告を受けた本委員会に対し、4 つの目標に応じた修正案を採択することを提案した。

- ・新しい規定を挿入すること。とくに、法人の刑事責任負担の原則から単純盗取の軽罪を除くこと、「贓物隠匿一利得」に関する判例を認めること、競売の自由の妨害に関する法典の現行規定を取り入れること、火災に関する虚偽警告を犯罪化すること、虚偽情報の偽造または行使罪を廃止することを目的とする規定。
- ・第 2 部について国民議会で採択された条文とくにフランス国内の滞在禁止に関する条文、または第 4 部について、（元老院では未検討だが）国民議会で可決された条文、たとえば徹底的破壊行為概念の廃止に関する条文と政府原案の規定とを調整すること。
- ・反論を排除する元老院決定のいくつかを再検討すること。たとえば、盗取に科される拘禁刑の最高を 3 年に引き上げることにに関する決定、あるいは、元老院があまりに多くの場合について規定した必要的保安期間の適用に関する決定。
- ・法文を読みやすくするために、これを形式的に明確にすること（分節の設定、共通規定の再編成）。

本報告者の報告後、ジェラルール・グーズ委員長 (Président Gérard Gouzes) は、法案の定める財産に関する処罰規定から余計なものを除去したことを称賛した。

ジャック・トゥボン氏 (M. Jacques Toubon) は、本法による実務上の結果は非常に重大としても、本法文が思想的な議論をするのに足るほどの原則に関する革新を含んでいないことを認めた。

ミッシェル・ペゼ氏 (M. Michel Pezet) は、このようにして始められた現

代化という仕事に対し支持を表明した。

（湘南工科大学助教授・上野芳久）

条文の検討

唯一条

将来の刑法典第1部、第2部および第4部の法案——それぞれ総則規定、人に対する重罪・軽罪、国家、国民および公共の平和に対する重罪・軽罪に関する法案——の規定と同様の規定により、本法案は唯一条であり、財産に対する重罪および軽罪を定義し、罰する規定がこれに付属する。

付録 (ANNEXE)

第3部 財産に対する重罪および軽罪

第1章の前におかれる表題

新刑法典の他の部とは異なって、第3部は「編 (titre)」による構成をとっていない。本委員会は、表示の仕方を明確にするために「第1編 不法領得 (*Des Appropriations Frauduleuses*)」という表題を組み入れる旨の本報告者の修正案を採択した。本編には、本法案の最初の4章、すなわち盗取、強要、詐欺および横領を含む(修正案第31号)。本報告者は、第304-13条の後に、「財産に対するその他の侵害」という表題の第2編(新設)を創設し、この編には贓物隠匿、損壊、情報処理に対する犯罪、凶徒結集に関する第5章ないし第8章を組み入れるよう、委員会に提案することを明らかにした。

第1章 盗取 (Du Vol)

第1節 単純窃盗および加重的窃盗

この表題は、本章を読みやすくすること希望した元老院によって取り入れられた。ほかに2つの節が創設され、後の箇所に割り当てられた。一つは窃盗に適用される一般規定であり、他方は、補充刑と法人の刑事責任である。

第301-1条〔窃盗の定義〕

本条は、刑法典第379条の内容を再規定し、窃盗とは他人の者の不法な窃取であると定

義する。したがって、新しい定義も、保護される財物、窃取行為および不法領得の意思という同じ3つの犯罪構成要素を含むものであるから、第379条の射程をだんだんと明確にしてきた豊富な判例を引き続いて適用しうるのである。

●第379条と同様に、第301-1条も保護される財物を他人が所有する物であると定義し、そこから、窃盗は所有権（droit de propriété）の侵害だということになる。

問題となる物の性質を決定するための形容詞は用いられていない。したがって、保護の対象は、すべての物質的財（tout bien matériel）、すなわち有体物であり、さらには無体物である。ただし、後者は、たとえ思想、発明または芸術・文学の創作自体の窃盗を想定することはできないとしても、保管または利用のために、何らかの物体あるいは有体書面（図面または図画、作家の原稿）に化体されているときに保護の対象となりうる。

窃取行為は、物の奪取と移転を前提とするのだから、保護される財物は、もっぱら動産に限られる。財物は、所有の対象となるものでなければならない。したがって、人身窃盗は（奴隷制度が廃止されてからは）想定しえない。ただし、もちろん、個人が第三者に譲渡するのが自由な人体組織の一部（毛髪、血漿）の窃盗や死体（研究機関または博物館の所有物）の窃盗を認めることはできよう。さらに、無主物や廃棄物については、所有権侵害がない以上、窃盗罪は認められないであろう。

盗まれた物は、他人所有の物でなければならない。学説は、所有者が自己所有の財物を盗むことは明らかに不可能であることを強調した。しかし、判例は、盗まれた物の所有権が窃盗行為者以外の者にあったことが証明されたとき、場合によっては所有権者が誰であるか不明であってもよいことを承認した。逆に、判例は不可分な財物を所有していた共有者が刑法上の罪責を免れることを認めなかった。その所有権は、他の共有者の所有権を留保して行使されるからである。

●窃取行為とは、窃盗に関するもっとも論争の多い犯罪構成要素であり、これについては2つの見解が対立している。一方は、古くからの見解であり、これによれば、窃盗の性質は、適法な所持者（légitime détenteur）の預かり知らぬうちにまたはその意思に反して、財物をその者の占有（possession）から窃盗行為者の占有に移すことから導き出される。より複雑な他方の見解は、民法上の占有概念を援用し、行為者が財物の所有者（propriétaire）から、その所有権の客観面（corpus）と主観面（animus）を共に奪う場合にはじめて窃盗が成立すると考える（corpus とは、すなわち管理、享受、利用および処分の客観的事実であり、animus とは、所有権者として振る舞う意思）。

實際上、判例の考え方は、これらの2つの見解を総合したものであり、しばしば微妙となりがちな区別が行われている。たとえば、窃盗は、遺失物——所有権者は、なるほど所有権の客観面を失ったが、主観面は失っていない。なぜならば、彼は自分の物を見

つけだすと期待しているからである——になされた場合であっても、不法領得の意思が証明されることを条件として、十分に既遂となる。逆に、不正に保持する物を領得した場合(売却後に、代金支払い済みの家具の引き渡しを売り主が拒否する場合)、裁判所は窃盗ではなく、背信であると評価している。行為者はすでに所有権の客観面を手にいれていたものであり、占有の侵奪は存在しないからである。

占有が完全に移転してしまった場合、新しい所有権者が前所有権者の権利を害する行為を行っても、窃盗罪とは考えられない(買主が売主に手形を支払わない場合または電気の加入者がその消費量の記録をごまかす場合)。物が錯誤によって交付された場合、判例は分かれている。占有の完全な移転があることを考慮して、窃盗の成立を認めなかった判例もあれば、占有の侵奪があると考える判例もある。移転といっても単に客観的な握持にすぎない場合、現在では十分に確立された判例によれば、所持されている物に対する窃盗となりうることを認めている(例えば、財物を持ち去る者が、代金支払のためにレジに行かない場合)。

●最後に、窃盗は故意犯であり、不法領得の意思 (intention frauduleuse, 本罪に特有の犯意) がなければならない。窃盗行為者は、自己の所有しない物を奪取する意思のみならず、所有権を所有者から奪い、被害者にとって代わって所有者となる意思をもたなければならない。窃盗の罪責が認められるためには、意思と窃取行為が組み合わせられなければならない。これは、窃盗が即成犯 (infraction immédiate) であるという性質からの帰結である。しかし、裁判所は、窃盗の後の行為に、不法領得の意思の要素を求めることもある。

窃盗行為者に科される刑は、第301-1条では定めていない。同条の目的は、現行法典第379条と同様、窃盗の定義のみに限定されている。科される刑は、第301-3条に定められている。

本委員会は、第301-1条に修正を加えなかった。

第301-2条〔親族の免責 (Immunités familiales)〕

現行刑法典第380条の文言によれば、配偶者間、直系の親族間、同一親等の姻族間で行われた窃盗については、いかなる訴追もなしえない。この免責の根拠は、「家庭の平穏 (repos des familles)」を維持することにあるが、免責されたからといって、窃取行為から窃盗の性質がなくなるわけではない。民事上の損害賠償は可能であり、単に公訴が排除されるにすぎない。

第380条は、法典の中で窃盗の節に入れられているが、窃盗と同じく所有権侵害をもたらすその他の犯罪にも適用される。学説および判例とも一致して、加重的窃盗、詐欺、背信、贓物隠匿、署名の強要の行為者にも、親族の免責の恩典を拡大する。加重的窃盗

に関しては、次のような判例の展開に注目しなければならない。判例は、加重事情自体が、免責されない犯罪となる場合には、独立にこれだけを訴追するために、必要な場合、窃盗と加重事情とを分離する。同じく判例は、窃盗の加重事情が別罪、例えば故殺(現行刑法典第304条第2項)を構成する場合には、[窃盗については]免責されうる窃盗行為者に対する訴追を認める。

第380条に列挙されている者だけが免責を援用できる。これは制限列挙である。免責は、相互的に作用するのであり、第380条に定める関係をもつ2人の間のどちらにも免責の効果は与えられる。この関係はもっぱら婚姻または血族による関係であることが強調されることになる。

かくして、配偶者が免責を受けられるのは、双方が生存している場合に配偶者間で行われた窃盗または一方が死亡した場合にその相続財産に対して生存配偶者によって行われた窃盗についてである。この期間は、婚姻期間に一致し、したがって、離婚の後には消滅する(しかし単なる別居は含まない。婚姻関係が断たれていないからである)。たとえば安定した共同生活を送っているとしても、内縁関係にある夫婦の間では免責されない。直系の親族間での免責について、免責は、親等によって制限されることなく適用され、親その他すべての尊属に損害を与えたすべての子その他の卑属、およびその逆[卑属に損害を与えたすべての尊属]を含む。養子(enfant adopté)および認知された自然的関係にある子(enfant naturel reconnu)⁽¹⁾は、嫡出子(enfant légitime)に準ずる。最後に、恩典を受ける最後の類型である同一親等の姻族(尊属または卑属の配偶者)は、姻族関係を生じさせた婚姻期間中に免責を与えることができる。ただし、夫婦が別居を許された期間中はこの限りでない。

免責は、厳格に家族を射程範囲とし、窃盗が、親族の権利と同時に第三者の権利を侵害した場合は(現行刑法典第380条の文言は、窃盗により損害を受けた者の資格を明確に定める)刑事訴追を妨げない。さらに、共同正犯(coauteur)、すなわち犯罪の行為者および被害者に対する関係での第三者に免責は与えられない。盗品を第三者が隠匿した場合、第380条最終項は、贓物隠匿罪に適用される刑罰でこの第三者を罰するとした。したがって、裁判官は、贓物隠匿罪について判断する前に、免責が与えられるとしても、窃盗が成立したか否かを明らかにしなければならない。

第3部法案第301-2条は、政府原案では、現行法より制限的な新規定を提案していた。すなわち、同条は、卑属、生存配偶者および同一親等の姻族に損害を与えた窃盗の行為

(1) 「自然的関係にある子」とは、「婚姻外に生まれた子」(Cornu(G.), Vocabulaire Juridique, 3 éd., 1992)を指し、いわゆる非嫡出子と同義である。しかし、非嫡出子(enfant illégitime)に伴う否定的イメージを回避するため、このように表現されるようになったものであり、ここでも「非嫡出子」の語を用いずに、本文中のように訳出した。

者が尊属である場合、その免責を定めていなかった。さらに、同条は、刑事訴追が被害者の告訴に基づいて行うことができると定めて、第1の場合には尊属に損害を与えた窃盗、第2の場合には配偶者に損害を与えた窃盗について、卑属および他方配偶者に有利に働く免責を「告訴が行われなかった場合にのみ認められる」相対的免責とした。しかし、同条は、卑属が未成年の子である場合を除いた。このような者は、完全な免責を享受する。

元老院は——内容について判断したわけではなく——形式的な理由から第301-2条を削除し、窃盗に適用される一般規定をまとめた新たな節で（後述第301-11-1条（新設）を参照）同条の内容を取り入れる方がよいと考えた。

本報告者は、エネルギーの不正使用を窃盗と同一に扱う第301-11条（後述）の規定を本条の中に取り入れて再編するよう本委員会に提案し、これらの規定が窃盗を定義する規定と論理的に近い関係にあることに注意を促した。本委員会は、この提案に従った。

ジャック・トゥボン氏は、彼自身が第303-2-1条の後に提案する修正案と本修正案が矛盾しないと考えて、本修正案に賛成した。トゥボン氏の修正案は、エネルギーの消費量計測器の不正使用を詐欺とするものであった。というのは、異なっているが補完しあう性質と重大さをもつ2つの行為を区別するのが重要だからである（修正案第32号⁽²⁾）。

本委員会は、本修正案から生じる文言で第301-2条を新たに定める。

第301-3条〔窃盗に適用される刑罰〕

現行刑法典第381条は、単純窃盗の行為者を3カ月以上3年以下の拘禁刑および1,000フラン以上20,000フラン以下の罰金で罰すると定める。この上限と下限は、1981年2月2日の法律第82号のいわゆる「安全と自由」法に由来するものであるが、それより前には1年以上5年以下の拘禁刑および3,600フラン以上60,000フラン以下の罰金で罰せられていた。さらに、第382条は、裁判官が第42条に定める公民権、私法上および家族法上の権利の剥奪を言い渡すことができると定める。

第301-3条は、拘禁刑の上限を2年に引き下げ、逆に罰金額を300,000フランに引き上げることを提案した。元老院では、1年の拘禁刑は100,000フランの「罰金」に対応するという、新刑法典の起草者の決めた原則——確かにはっきりしたものであるが——にかなうので、罰金額の引き上げは反対されなかったが、拘禁刑の期間を引き下げたことについては批判が寄せられた。元老院は、拘禁刑の引き下げには何らの妥当な理由づけが行われていないと考え、現行法に定める上限、すなわち3年を維持することを決定した。

このような発案に反対するいくつかの論拠がある。第1に、裁判実務を見れば、単純

(2) 以下の新しい文言で、第301-3条が再び定められた。

「第301-3条 他人に損害を与えるエネルギーの不法領得は、窃盗に準ずる。」

窃盗に対して3年の拘禁刑を言い渡す有罪判決は皆無であり、有罪判決を受けた者は2年を超える拘禁の実刑を言い渡されたことはまったくない。したがって、裁判所が適用しないし、フランスの社会が窃盗に対して認めている重大性とはもはや釣り合わないほどの刑の上限を新刑法典に維持することにどのような意味があるというのであろうか。

次に、単純窃盗に対する拘禁刑の上限を2年に設定すれば、さまざまな形態の加重的窃盗に対して相対的に重い制裁を定めることができる。ところが、元老院の決定によれば、[単純窃盗と加重的窃盗との]法定刑の差が狭められることになり、したがって単純窃盗に比して相対的に加重的窃盗に対する重大さを低めることになる。

さらに、刑罰と罪質の均衡という要請も忘れてはならない。例えば、新刑法典第2部によれば3年の拘禁刑が科せられる「故意によらない殺害」と単純窃盗とを同一の刑罰で罰することはできないであろう。財物の損壊は、窃盗と同じく財物を消失させるものであるが、財物損壊罪は2年の拘禁刑でしか罰せられない(第306-2条を参照)。背信は、窃盗よりも重い犯罪であるが、その行為者に対しては3年の拘禁刑が科せられる。そこで、調整が必要となる。

最後に、加重的窃盗に対する第301-4条以下に定める刑罰の重さも考えておこう。もっとも重い窃盗に科されているのは無期懲役である。したがって、単純窃盗に適用される拘禁刑の上限を2年にしても、それは窃盗の処罰を一般的に低めた徴表とは解釈しえない。

これらの理由により、本報告者は、刑法典第3部の政府原案で定められていた刑罰を定める修正案を提示し、それは本委員会で採択された(修正案第33号⁽⁴⁾)。本委員会は、その前に、罰金額の上限を50,000フランとするジャック・ブリュヌ氏(M. Jacques Brunhes)の修正案を否決した。

第301-3条の後

ジャック・トゥボン氏およびジェラルド・グーズ委員長による発言の後、本委員会は、公に展示された価値僅少物の窃盗を犯罪とし、それについて有罪を言い渡された者を6カ月の拘禁刑および50,000フランの罰金で罰する新规定を組み入れる旨のジャック・ブリュヌ氏の修正案を否決した。これは、本報告者が、窃盗の客体たる物の定義はかなり不明確になることに注意を促し、窃盗の性質とその情状に制裁を合致させることを裁判官に委ねるのが望ましいと判断したのを受けてのことである。

第301-4条ないし第301-9条〔加重事情〕

(3) 元老院第1議会で採択した文言では、科される刑罰は「3年の拘禁刑および300,000フランの罰金」であったが、ここで「2年の拘禁刑および200,000フランの罰金」に修正された。

1981年2月2日の法律第82号により改正された現行刑法典は、窃盗について多くの加重事情を定めた。メルルおよびヴィチュ両氏 (MM. Merle et Vitu) は、その刑法各論の著書 (Cujas—1982) において、これらの加重事情を2つの類型に分類している。

まず、両氏は、窃盗遂行の時間帯と場所に基づいて加重事情を区別した。例えば、第382条第2号は、窃盗が夜間行われた場合を規定する。この事情は、犯罪が暴行、施錠破壊 (effraction) もしくは囲いの突破 (escalade) を伴って、または合い鍵もしくは盗まれた鍵を用いて行われた場合にのみ刑を加重する。判例は、夜間とは日没から日の出までの時間帯だと理解していることに注目しておこう。窃盗が行われる場所について、第382条第1項は、[刑が加重されるのは]人の居住に使用する場所または現金、有価証券、商品もしくは資材の保管場所 (銀行、税務署、郵便局、工場、店舗、倉庫など) でなければならないと定める。

他の一連の加重事情は、第382条第1項、第384条、第393条、第395条ないし第397条および第399条に定めるように、用いられる手段に関係する。メルルおよびヴィチュ両氏は、不法侵入の手段と、物理的または心理的抑圧の手段とを区別する。

彼らが第1の類型に含めるものには次のものがある。施錠破壊。これは、暴力的手段を用いて、囲いを設け接近を妨げる外部の物体 (戸、窓) または内部の物体を破壊することと考えられる。囲いの突破。これは、囲いを乗り越えまたはくぐり抜けることとして理解されるが、それが建物内部にあるときには、窃盗の加重事情とはされない。合い鍵または盗まれた鍵の使用 (合い鍵の作成は、別個に犯罪とされることに留意。第399条)。策略 (ruse) の利用 (被害者につけいるための制服・服装の利用、称号の不正利用など)。

第2の類型には次のものがある。武器の携帯。被害者がこれにより危険にさらされるためである。暴行。「単純」暴行であれば、[これを伴う]窃盗は同じく軽罪とされるが、暴行が被害者に8日を超える労働不能状態を引き起こした場合にのみ重罪となる。精神的暴行 (脅迫) は含まれない。拷問または野蛮行為。この行為自体の危険性のためおよび行為者の邪悪な性格が明らかとなるために、[これを伴う]窃盗は重罪となる。複数の者の集合、例えば組織集団。[現行刑法典]第385条は、明確にそれを定義するのではなく、その存在を推定する規定である (「組織集団であると看做す」)。

すべてこれらの加重事情が存在する場合には、次の刑罰の等級に至る。施錠破壊、囲いの突破などによる窃盗については、5年の拘禁刑および200,000フランの罰金。暴行が行われ、人の死亡もしくは8日を超える労働不能状態を引き起こした場合、または窃盗が組織集団によって行われた場合、20年の懲役。武器の携帯、拷問または野蛮行為を伴った場合、無期懲役。

さらに、これらの間で加重事情が競合した場合、次の各刑罰が科される。7年の拘禁刑および200,000フランの罰金が科されるのは、住居または現金、有価証券、商品もしくは

は資材の保管場所に侵入するために、施錠破壊・囲いの突破・策略による侵入、合鍵または盗まれた鍵の使用がなされた場合、およびほかに窃盗が夜間にまたは複数の者が集合して行われた場合である。15年の懲役が科されるのは、次の4つの加重事情のうち3つが競合する場合である。すなわち、住居または上記保管場所に侵入するための施錠破壊(囲いの突破、策略、合鍵の使用については定められていない)、複数の者の集合、夜間という事情、暴行の使用である。

第3部法案は、たとえ新たな加重事情を創設する場合であっても、[現行法の]内容を見直すのではなく、適宜、現行規定を簡略化した。しかし、各加重事情の規定方法と定義とを明確にし、加重事情を組み合わせた規定を削除した。第301-3条の適用によって、2年の拘禁刑および200,000フランの罰金刑で単純窃盗を罰することを考慮して、第301-4ないし第301-9条は、刑罰の等級を拡大することを提案した。これは、加重事情が次第に重大となっていることに対応するものであり、[軽罪の中でもっとも軽い]第1段階の等級は5年に定められ、単純窃盗とは明らかに一線を画している。

——第301-4条

本条は、窃盗行為者に5年の拘禁刑および500,000フランの罰金を科す事情を定める。

本委員会は、罰金額を250,000フランに定める旨のジャック・ブリュヌ氏の修正案を否決した。

元老院は、本条原案の文言で定められていた7つの場合を8つに増やしたが、これは単に次のような形式的理由からであった。すなわち、これまで併せて規定されていた2つの事情を、その定義を修正することなく、分けたからである。

●組織集団ではなくとも、正犯、煽動者(*instigateur*)または共犯として行為する複数の者によって、窃盗が行われる場合。現行法では、この加重事情は、他の事情と併存する場合にのみ機能する(上述の箇所を参照)。組織集団に関し第304-1条がもたらす規定方法は、組織集団の存在自体が加重事情となる限りで適切である。元老院は、刑法典第1部での決定との一貫性を保って、煽動者の語を削除した。

本委員会は、本事情を削除する旨のジャック・ブリュヌ氏の修正案を否決した。

●窃盗の前またはその最中に徹底的破壊行為(*vandalisme*⁽⁴⁾)または破壊・毀損もしくは毀棄のあらゆる故意行為が行われる場合。犯罪形態の発展を考慮に入れたこの加重事情の新規な性格が強調されよう。今日、窃盗は、しばしば毀棄行為——それも時として動機のない——や略奪を伴って行われる。これらはそれ自体も必ずしも刑事制裁を免れることはできない。元老院は、提案された法文に2つの修正をもたらした。元老院は、

(4) *vandalisme*の語については、新倉・上野・岡上による前号訳、財産に関するリュドロフ第1報告書(比較法学第28巻第2号117頁以下)の脚注(1 a) 163頁における解説を参照。

これらの行為が窃盗の遂行後に行われた場合をも定めることを希望し、形式的な明確化を配慮して、本条の末尾にこの加重事情に関する規定をおいた。

●窃盗が、職務遂行の機会にあって公的機関の職員もしくは公益事業を行う者により行われ、またはこの資格を不正に得た者により行われる場合。この新たな加重事情を元老院は正当にも是認した。元老院は、単に、刑法典第2部および第4部で取り入れられた表現（「公権力を保持する者または公務を担当する者」）とここでの表現を調整したにすぎないのであり、資格の不正な取得を別個の加重事情とすることを望んだ。

本委員会は、ミッシェル・プゼ氏の発言の後、行為者の資格を理由とする加重事情を削除する旨のジャック・トゥボン氏およびニコル・カタラ氏（Mme Nicole Catala）による同じ内容の2つの修正案を否決した。ジャック・トゥボン氏は、これを削除した上で、追加条項でこれを採り入れ、拘禁刑を10年とし、罰金を1,000,000フランとすることを示していた。

●窃盗の前または最中に暴行が行われたが、それが一時的にも疾病または労働不能状態を引き起こさない場合。現行法で取り入れられているこの加重事情は、元老院でも取り入れられ、窃盗の後に暴行が行われた場合を加えて補完するため定義が修正された。判例が、窃盗の後に暴行が行われた場合でも加重的窃盗であると評価するのは、暴行が窃盗の遂行に直接関連する場合に限られる。しかし、窃盗の後に暴行が行われ、それが窃盗犯人の逃亡を援助または不処罰を容易にする場合は（証人への脅迫など）、加重事情となることには異論の余地がないであろう。元老院がこれを加重事情に加えたのは、まさに是認されるべきであり、これは、「窃盗後の暴行」の概念を定める第301-10条の規定により明確化された。同じく、元老院は、刑法典第2部での決定と一貫させて、疾病を基準から取り除いた。

●年齢、疾病、身体障害、身体的または精神的な欠陥によって、人がとくに脆弱な状態にあることから窃盗が容易となる場合。人の脆弱さという考え方は、刑法典第2部に定める一定の加重事情の定義にも取り入れられている。しかし、第301-4条に取り入れられたこの考え方には、2つの特殊性がある。すなわち、1つには、窃盗の加重事情となっている人の脆弱さはすべての者に関するものであるのに対し、刑法典第2部は、犯罪の被害者の脆弱さだけを取り上げている。2つめには、この脆弱さが原因となって、窃盗の遂行が容易とされたことが必要とされているのに対し、この要件は、第2部では要求されておらず、第2部の文言によれば、犯罪が脆弱な者に対して行われただけで加重事情となる。元老院は、この脆弱さのために窃盗が容易となった場合を維持しながら、窃盗が脆弱な者を被害者として行われた場合にも加重事情を拡大するよう希望した。さらに、元老院は、脆弱さの定義について第2部の規定との調整を図った。

本報告者は、人の脆弱さという窃盗の加重事情を、これが窃盗に影響する場合に限定

しようとした。例えば、疾病者または高齢者の住居で窃盗が行われたが、犯行時にこれらの者がそこになかった場合は必ずしもこれにあたらない。この条件の下で唯一加重事情と評価されるべきなのは、窃盗の遂行を容易にした脆弱さである。したがって、本委員会は、この点について本条原案の文言に戻す旨の本報告者の修正案を採択した（修正案第34号⁽⁵⁾）。本委員会は、その結果、逆の目的をもつニコル・カタラ氏の修正案を否決した。

●窃盗が、住居または現金、有価証券、商品もしくは資材の保管場所として用いられもしくはその用途に充てられた場所で行われ、これらの場所に策略、施錠破壊、囲いの突破によって侵入する場合。これらの規定は、簡略化した表現で現行法を取り入れたものであるが、新刑法典第1部第132-71条および第132-72条と照らし合わせて読むべきである。同条は、施錠破壊および囲いの突破の概念を定義し、合い鍵の使用の概念を施錠破壊と同一視する。したがって、合い鍵の使用は、第301-4条の条文中には定められていない。元老院は、提案された規定を単に形式面に関して修正した。

本委員会は、窃盗が住居または現金、財産の保管場所として用いられもしくはその用途に充てられた場所で行われた場合と、行為者が策略、施錠破壊、囲いの突破によってその場所に侵入した場合とを区別する旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。本報告者は、これらの加重事情が二者択一的な事情であって、競合し得ないとすれば、加重事情の射程の主要部分を取り除き単純窃盗とすることになってしまうと考える。

●窃盗が、大量旅客輸送に充てられた車両内で行われる場合。この新たな加重事情を創設したのは、犯罪形態の発展を考慮しようとしたものであるが、確かに——完全な新機軸というよりは——現行刑法典が定めていたが、1981年2月2日の法律が削除した加重事情すなわち、鉄道車両内で行われた窃盗という加重事情をより一般的な文言で取り入れたことが分かる。元老院はこの発案を是認したが、犯罪者は、車両の中だけでなく、通路、地下鉄・電車の駅またはプラットフォームでもまた活動することが認められるので、大量旅客輸送手段への乗り降りのために設けられた場所で行われた窃盗も規定することによってこの発案をいっそう充実させるのが望ましいと考えた。

●元老院は、本条の最後に、当初、政府原案に存在していた規定を再び取り入れた。これは、窃盗の前または最中に徹底的破壊行為または破壊、毀損もしくは毀棄のすべての故意行為を伴った場合に関するものであり、上述の修正が加えられた⁽⁶⁾。本委員会は、

(5) 元老院第1読会で採択した文言では、第5項が「窃盗が、年齢、疾病、身体障害、身体的・精神的な欠陥もしくは妊娠に起因する著しく脆弱な状態が明らかである者または行為者がそれと認識している者に損害を与えて行われた場合、または窃盗がこれらの者の状態により容易にされた場合」となっていたが、前者の要件が削除され、後者のみが残った。

(6) 「窃盗の後に」が加えられた。

本報告者、ジャック・トゥボン氏およびニコル・カタラ氏の発案に従い、国民議会が刑法典第4部ですで行っているのと同様に、徹底的破壊行為の概念を削除する旨の修正案を採択した。この語は、破壊、毀損または毀棄の語を何等明確にするものではないからである(修正案第35号)。同じく、本委員会は、「故意に」という修飾語を削除する旨の本報告者の修正案を採択した。ここでは故意犯が問題なのだから、これは余分である(修正案第36号)⁽⁷⁾。

——第301-4-1条(新設)および第301-5条

現行刑法典第384条第1項は、窃盗が暴行を伴い、8日を超える完全労働不能状態を引き起こした場合を処罰する。

第305条[第301-5条の誤りか?]は、政府原案で、この事情を定めていたが、労働不能状態の期間が8日を超えると否とを問わず、この状態が生じた場合すべてにその適用を拡張した。本規定——かくして暴行が労働不能状態を引き起こさなかった場合を定める第301-4条第5項を補完した——は、刑の上限を7年の拘禁刑および700,000フランとした。

元老院は、第2部で行われている、暴行から生じた労働不能状態が8日を超えるか超えないかによる区別を採り入れることを希望した。したがって、元老院は、第301-5条の前に、第301-4-1条(新設)を組み入れた。これは、暴行によって8日以下の完全労働不能状態を引き起こした場合、窃盗行為者を7年の拘禁刑および700,000フランの罰金で罰する。その結果、元老院は、第301-5条に修正を加え、暴行が8日を超える完全労働不能状態を引き起こした場合へと適用範囲を限定した。同時に、第301-4条での決定と一貫させて、この犯罪類型を窃盗の後に行われた暴行に拡大した。科される刑罰は、前条と一貫させて10年の拘禁刑および1,000,000フランの罰金に定められ、現行法と同じく、必要的な保安期間が適用されることになった。最後に、刑法典第2部との調整により、元老院は、疾病の基準への言及を削除した。本委員会は、第301-4-1条(新設)に修正を加えなかった。

——第301-4条の後に、本委員会は、先の決定と一貫させて、公権力を保持する者または公役務を担当する者が窃盗で有罪が認められた場合にこれらの者に科す拘禁刑と罰金をそれぞれ10年および1,000,000フランとする旨のニコル・カタラ氏およびジャック・トゥボン氏による同一の内容をもつ2つの修正案を否決した。

——第301-5条では、本委員会は、保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。この修正案の目的は、保安期間の処分が適用される場合全体をまとめて、後の追加条項でそれを規定することにあった。これについて、本報告者は、

(7) 修正案第35号および第36号の結果、「徹底的破壊行為または破壊、毀損もしくは毀棄のすべての故意による行為」という文言が「破壊、毀損または毀棄の行為」へと変えられた。

保安期間に関する規定を、それが適用される各犯罪類型に関する条文の箇所におこうという、刑法典第1部での両院同数合同委員会の決定を想起させた。したがって、本委員会は、第3部のその他の条文に関してはニコル・カタラ氏の同様の修正案について同じ決定を行った。本委員会は、第301-5条に修正を加えなかった。

——第301-6条

窃盗の前または最中に暴行が加えられ、身体の一部喪失または永続的な障害が生じた場合に関する本条は、政府原案では、科される刑罰を10年の懲役および1,000,000フランの罰金と定めていた。

窃盗の加重事情に定められた刑罰の新しい等級を考慮して、元老院は、自由剥奪刑の上限を15年の懲役とし、現行刑法典にもある必要的な保安期間の適用を定めた。さら一貫性のため、元老院は、窃盗の後に暴行が行われた場合を定めた。

本委員会は、保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を一貫して否決した。本委員会は、第301-6条に修正を加えなかった。

——第301-7条

本条の目的は、武器を使用またはそれによる脅迫を伴って窃盗を行った者に科される刑の上限を20年の懲役および1,000,000フランの罰金にすることである。本条には、現行規定（第384条第2項）と異なる点が2つある。

——現行刑法典の刑罰は無期懲役であるが、加重的窃盗に適用される刑罰の等級が構成し直され、窃盗が拷問および野蛮行為を伴いまたは窃盗に伴った暴行が死を引き起こした場合に無期懲役が科されていることから（後述第301-9条を参照）、本法案の提案する法定刑の引き下げが認められる。

——現行刑法典は、武器を単に所持していた場合を規定するが、元老院は、これを再び取り入れ、第301-7条に掲げる事情に加えるのが適切であると判断した。それは、武器の携帯は、たとえ犯罪行為者がそれを使わず、さらに、必要があればそれを用いる意思であったとしても、人身に対する潜在的な危険を意味すると考えたからである。

さらに、元老院は、保安期間の適用を必要的にする現行法の規定を取り入れた。

本委員会は、本条の中に武器の定義を入れようとするジャック・トゥボン氏の修正案および同じ目的によるニコル・カタラ氏の修正案を否決した。本報告者は、この定義は、すでに国民議会の採択した第4部でなされていることに注意を促し、結局、このような規定はその総則的性格から刑法典第1部に移されるべきだと考えた。この点をジャック・トゥボン氏も認めた。本委員会は、保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を一貫して否決した。本委員会は、第301-7条に修正を加えなかった。

——第301-8条

組織集団形態での窃盗を規定する本条は、3つの場合を区別する。①組織集団形態での窃盗で、その他の加重事情がない場合（10年の懲役⁽⁸⁾および1,000,000フランの罰金）、②暴行が身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こし、それにより窃盗がさらに加重的となる場合（20年の懲役および1,000,000フランの罰金）、③武器の使用またはそれによる脅迫という事情がつけ加わる場合（30年の懲役1,000,000フランの罰金）である。

元老院は、組織集団形態で行われる窃盗が軽罪だという評価——これは、刑法典第1部で決定された刑罰の等級を考慮して、10年の自由剥奪刑が科されていることから導かれる——を加えるのを望まなかった。したがって、元老院は、科される刑を重罪に対する制裁の中で「もっとも軽い」第1段階の15年の懲役にすることを決定した。さらに、元老院は、上述の決定と一貫させて、窃盗の後に暴行が行われた場合を想定した。同じく、元老院は、暴行が身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合だけを取り上げる根拠はないと考えた。すなわち暴行はすべて、結果がどのようなものであれ、組織集団形態で行われた窃盗の加重事情である。最後に、一貫性のために、元老院は、武器の単純所持という加重事情を規定した。

本委員会は、2つの修正案を否決した。1つは、武器の使用またはそれによる脅迫を伴い、かつ組織集団形態で行われた窃盗を規定する旨のジャック・ブリュヌ氏による修正案であり、他方は、保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案である。本委員会は、第301-8条に修正を加えなかった。

——第301-9条

本条は、窃盗の前もしくは最中に、拷問および野蛮行為を行った場合または暴行によって死の結果を生じさせた場合に、行為者を無期懲役および1,000,000フランの罰金で罰すると定める。もっとも重い加重的窃盗の形態として、本罪は現行法で必要な保安期間の対象となっている。したがって、元老院は、第301-9条で必要な保安期間を本罪に適用することを決定した。同じく、元老院は、窃盗の後に拷問、野蛮行為または死の結果を伴った場合も想定した。

本委員会は、保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を一貫して否決した。本委員会は、第301-9条に修正を加えなかった。

第301-10条(窃盗の後、犯人(coupable)の逃亡を助けまたは不処罰を容易にした場合)
本条の第1の目的は、正犯、煽動者または共犯として犯罪に関与したとき、たとえ暴

(8) 新刑法典第131-4条によれば、軽罪の刑罰は拘禁刑(emprisonment)と呼ばれ、10年以下とされるが、それ以上の長期に及ぶ重罪の刑罰は、懲役(reclusion criminelle)と呼ばれるため、本報告書の時点でも、10年の懲役という概念はありえない。

行が関与者の中の1人のみによって行われた場合であっても、暴行を伴ったことによる加重的窃盗に対する刑罰をすべての関与者に対して適用すると定めることである。

このような規則は古くから認められ、これを明文で確認するとすれば、屋上屋を架すようなものであり、逆に、その他の形態の加重的窃盗（施錠破壊など）には加重された刑罰が適用されなくなる——これは当然に実情に合わない——と考えられかねないことから、元老院は、これを法律に定める必要があるかについて正当にも疑問を投げかけていた。元老院は、これらの要件の削除が望ましいと考え、本委員会もその発案に賛同した。

第301-10条の第2の目的は、正犯、煽動者または共犯の逃亡を容易にし、その不処罰を確保する目的で暴行が行われた場合にまで、暴行を伴う窃盗に定められた刑罰の適用を拡大することである。判例は、暴行が窃盗の後に加えられた場合を加重事情と認めるが、それを犯罪の実行に役だった場合に限定するため、このような場合には加重的窃盗罪の成立を認めていない。しかし、たとえ犯罪成立後に行われた場合であっても、犯人の逃亡を援助するために行われた暴行は、疑う余地なく犯罪に加担するものであり、犯人の責任の程度を評価する際に無視することはできないであろう。以上のような理由から、第301-10条は、このような暴行が行われた場合には、窃盗のために行われる暴行に関する第301-4条以下の刑罰が適用されると定め、重い窃盗をいっそう実効的に処罰しようとするものである。元老院は、この点を承認し、一貫性のために煽動者への言及を削除したため、そして暴行を伴う窃盗を規定する第1章のすべての条文を掲げるために、表現を修正したにとどまる。

本委員会は、本条を読みやすくするため、全面的に新しい表現を用いる修正案を採択した（修正案第37号⁽⁹⁾）。

第301-11条〔エネルギーの不正使用〕

本条は、エネルギーの不正使用を窃盗とする判例を承認する。破毀院は、エネルギーが現行刑法典第379条の意味でいう物であるか否かについて判断することを求められて、法律の沈黙（*silence de la loi*）を認め、電気その他のエネルギーに関する科学的性質については立場を明らかにすることなく、その物質としての性質が何であれ、これはまさ

（9）元老院第1読会で採択した文言では、「暴行行為の故に第301-4条、第301-4-1条、第301-5条、第301-6条、第301-8条および第301-9条に定める刑罰は、正犯または共犯の逃亡を援助または不処罰を確保するために行われた場合にも適用される」とされていたが、「第301-4条、第301-4-1条、第301-5条、第301-6条、第301-8条および第301-9条において、暴行が正犯もしくは共犯の逃亡を援助またはその不処罰を確保するために行われた場合、窃盗は、暴行後に行われた窃盗とする」に修正された。

に物に他ならないのであり、したがって、第379条の意味で窃取されうるという判例を形成した。

しかし、——微妙な点がないわけではないが——1つの区別が確立した。加入者が配電線に手を加えた場合（秘密の引き込み線または分路）エネルギーの「所有者」は、不法領得が起こった場所および時点では、まだ占有を移転させていなかったのだから窃盗が成立する。逆に、エネルギーの消費量をごまかすという、同じようにまったく不正な行為は窃盗ではない。なぜなら、[領得行為の時点ですでに]まさに占有が移転していたからであり、売却された商品の量に関する欺罔だと評価しなければならないからである。確かに、1978年10月11日の判決で、破毀院は、水の消費量記録計を改造した場合、窃盗罪の成立を考えるべきだとしたが、その決定が判例を見直したようには思われない。

適用される法を示すために、第301-11条は、領得の形態の如何を問わず、エネルギーの不正使用を窃盗として扱うよう提案する。上述の箇所（第301-2条を参照）述べたように、本委員会は、物事の実相に照らして自ずと、エネルギーの窃盗罪と消費量に関する詐欺罪の2つの犯罪を区別すべきであると考えた。

第301-2条に本条の規定を取り入れるという決定を考慮して、本報告者は、本委員会に本条の削除を可決するよう提案し、本委員会はそれに従った（修正案第38号）。これにより、別のあるいは逆の理由からではあるが、本条を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案も同じく採択された。

第2節 一般規定

本節は、読みやすくするために第1章を構成し直すという決定を一貫させるために元老院が組み込んだものである。

第301-11-1条（新設）〔親族の免責〕

元老院は、形式的な理由から、窃盗の場合に親族を免責する制度を定める第301-2条を削除し、その内容を新しい第2節に組み込まれた本条に取り入れたことを想起しよう。

元老院は、第301-2条（上述の箇所を参照）の政府原案に内容にわたる修正はしなかった。ただし、卑属に損害を与えた窃盗行為者たる尊属に与えられる免責、すなわち現行刑法典第380条には定められているが、刑法典第3部の法案起草者の取り入れなかった免責を規定したものではない。

本委員会は、第301-11-1条（新設）を修正しなかった。

第301-11-2条（新設）〔未遂〕

第301-14条は、本章に定める軽罪の未遂を犯罪とする。これは、軽罪の未遂行為者は、

法律の明文がある場合に限って訴追されうるという刑法典第1部の第121-4条に定める原則に従うものである。未遂行為者は、既遂犯と同一に扱われ、既遂犯に科されるのと同一の刑罰が科される。

元老院は、この規定を新しい第2節に、すなわち第301-11-2条（新設）に定めるのがよりすぐれた立法技術であると判断した。元老院は、したがって、後に第301-14条の削除を可決した。

本委員会は、第301-11-2条（新設）に修正を加えなかった。

第301-11-2条の後

本委員会は、上述の決定と一貫させるため、必要的な保安期間が適用される犯罪を定める新規定を組み込む旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。

第3節 自然人に適用される補充刑および法人の責任

元老院が採択した第1章の形式的な明確化を進める際に、この新しい節を組み込むことが認められた。

第301-12条〔自然人に適用される補充刑〕

本条は、第1章に掲げる犯罪の1について有罪を認められた自然人に科される補充刑を定める。政府原案では、次の刑を列挙していた。

——以下の場合、10年の期間について公民権、私法上および家族法上の権利の禁止。すなわち、窃盗が暴行を伴い、身体の一部喪失または永続的な障害を生じさせた場合（第301-6条）、武器を使用しまたはそれによる脅迫を伴う場合（第301-8条）、拷問もしくは野蛮行為を伴いまたは死を引き起こした場合（第301-9条）である。そして、権利の禁止期間が5年となるのは、単純窃盗の場合（第301-3条）、第301-4条に定める事情の下で窃盗を行った場合または窃盗が暴行を伴い疾病または完全労働不能状態を引き起こした場合（第301-5条）である。

——その遂行中または遂行の機会にあって犯罪を行った場合になされていた公務または職業・社会活動の禁止。これは、第301-6条ないし第301-9条に掲げる犯罪については無期で、第301-3条ないし第301-5条に定める場合には5年の期間について言い渡される。

——5年以下の期間について、許可を要する武器の所持または携帯の禁止。

——犯罪の実行に用いられもしくは用いられようとした物、または犯罪から生じた物の没収。ただし、還付の対象となり得る物は除く。

元老院は、次の目的から若干の点について本条を修正した。

——刑法典第1部および第2部で取り入れられた表現と本条の表現を調和させるこ

と。

——窃盗が暴行を伴い 8 日を超える労働不能状態を引き起こした場合（第301-5条），公務または職業・社会活動禁止の刑を無期で言い渡せるようにすること。

——もっとも重い窃盗（第301-5条ないし第301-9条）に適用される滞在禁止の刑に定める刑罰の一覧表を補完すること。この点で，元老院は，[重罪窃盗だけでなく軽罪窃盗の場合にも言い渡せるとして] この刑を一般化し，第 2 部で取り入れたのと同じ措置⁽¹⁰⁾を採択した。

本委員会はジャック・ブリュヌ氏による 2 つの修正案を否決した。1 つは，本条に定める刑を主刑として言い渡すことを裁判官に認める修正案であり，他方は，滞在禁止の補充刑を削除する修正案である。

本委員会は，第301-12条に修正を加えなかった。

第301-12-1条（新設）〔フランス国内滞在の禁止〕

元老院は，フランス国内滞在の禁止を，第301-5条ないし第301-9条（窃盗のもっとも重い形態）に掲げる犯罪の 1 で有罪を認められたすべての外国人に対し，無期または 10 年以下の期間について言い渡される必要的な補充刑とする条項を組み入れた。ただし，外国人の入国および滞在の条件に関する 1945 年 11 月 2 日のオルドナンス第 2658 号第 25 条第 2 号ないし第 6 号に定める場合の 1 にあたるとき，すなわち当該外国人が退去させられないだけの緊密な関係をフランスと有する場合にはこの限りでない。

本規定は，刑法典第 2 部で元老院が取り入れた規定と同じものであり，第 2 部が検討された折になされたのと同じ異論が提起されよう。すなわち，

——必要的な補充刑を創設することは，すべての補充刑（但し，没収を除く）が任意的であるという刑法典第 1 部で定められた原則に反することになる。

——国内滞在の禁止は，例外的な刑罰にとどまるべきであり，有罪判決を受けた者がフランス国内にいれば公序がみだれるおそれがある場合に，公序維持の配慮から認められるものである。これに関するもっとも重要な典型例は，麻薬取引者の場合である。

これらの理由から，本委員会は，本条を削除する旨の本報告者およびジャック・ブリュヌ氏の，同一の内容をもつ 2 つの修正案を採択した（修正案第 39 号）。

(10) 滞在禁止期間を，重罪窃盗について 10 年以下，軽罪窃盗について 5 年以下とした。

第301-13条〔法人の刑事責任〕

刑法典第1部第121-2条に定める原則に従い、本条は、窃盗罪について法人の刑事責任が認められる場合とそれに適用される刑罰を定める。

法人には以下の刑罰が科せられる。

——第131-36条に定める態様による罰金。

——第131-37条第2号に定める職業または社会活動の禁止。犯罪が第301-6条ないし第301-9条（窃盗のもっとも重い場合）に掲げる犯罪の1である場合には無期、その他の場合には5年以下。この禁止は、その遂行中または遂行の機会にあつて犯罪を犯した場合になされていた活動を対象とする。

——犯罪の実行に用いられもしくは用いられようとした物または犯罪から生じた物の没収（第131-37条第8号）。

元老院は、刑法典第1部について行われた両院同数合同委員会が決定した通り、第131-37条の新しい表現を考慮に入れて、本条に形式的な修正を加えた。さらに、第301-12条での決定を一貫させて、職業・社会活動禁止の刑は、窃盗が暴行を伴い8日を超える労働不能状態を引き起こした場合（第301-5条）、無期として言い渡すことができることを定めた。

本委員会は、本条を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案、および本条の適用を営利目的をもつ法人に限定しようとする旨のジャック・ブリュヌ氏の修正案をともに否決した。

ジェラルール・グーズ委員長は乗り気ではなかったが、本報告者が、単純窃盗は客観的な窃取行為を前提とし、それは自然人の行為でしかありえないと思われることを強調したことを受けて、本委員会は、単純窃盗について法人の刑事責任を排除する旨の本報告者の修正案について、これを採択した（修正案第40号⁽¹¹⁾）。

第301-14条〔未遂〕

元老院は、第1章に定める軽罪の未遂について、窃盗に適用される一般規定で認められた新たな第2節（第301-11-2条（新設）参照）にその内容を取り入れる方が好ましいとして、本条を削除した。

本委員会は、第301-14条の削除を再議しなかった。

（早稲田大学助手・岡上雅美）

(11) 元老院が採択した文言の「法人に対し、第121-2条に定める要件に従い、本章に定める犯罪について刑事責任があることを言い渡すことができる。」の後に、「ただし、第301-3条に掲げる軽罪はこの限りでない。」の文言が付け加えられた。

第2章 強要 (l'extorsion)

第302-1条の前におかれる表題

本委員会は、第2章の形式的な明確化を配慮して、新たに節を組み込み、それに「第1節 強要 (Section 1 — *De l'extorsion*)」という表題をつけて、第302-1条ないし第302-6条をまとめる旨の本報告者の修正案を採択した(修正案第41号)。ほかに2つの節が第302-7条および第302-8条の前にそれぞれ創設される。同じ目的をもつニコル・カタラ氏の修正案は、これにより充足させられたものと考えられる。

第302-1条〔単純強要〕

本条の目的は、おもに現行刑法典第400条第1項を取り入れ、単純強要行為を犯罪とすることである。現行法と同じく、本罪は3つの要素からなる。

——強要の目的

〔現行刑法典〕第400条第1項は、強要が「署名、契約、権利放棄」または「現金もしくは有価証券の交付」にかかわりうると定める。

前者について、いったん強要された署名が文書になされた以上は、たとえその文書が署名者の側にある場合でも犯罪は成立すると判例は認めた。署名の強要が金銭的損害を引き起こしたこと——1981年2月2日の法律第82号による改正前の第400条の文言は、これを要求しているように思われたが——は必要でない。現在の文言は、この点について明確にしていないが、そこから結論されるべきなのは、(品行証明書、免状の署名など)客体が何であれ、すべての文書への署名の強要行為が含まれるということである。同様に、契約または権利放棄の強要も、金銭的利益を得る意思がなくとも成立し得る(例えば、辞任を得る目的)。強要された行為が無効である場合に有罪判決を受けた者の刑事責任を排除するか否かという問題を判例は否定的に解決してきた。強要行為が無効であるにせよ重要とはいえないにせよ、行為者がその有効性を信じ、被害者への損害が起こりうると考えていたことが考慮されなければならない。

現金または有価証券に関する強要について、これは最近ようやく犯罪とされたばかりである。第400条第1項は、1981年2月2日の法律第82号によりこの趣旨で補われたが、そこで「ゆすり屋 (racketeurs)」を訴追することができるようになった。

——用いられる手段

第400条第1項は、3つの手段、すなわち力、暴力、強制を定めるが、これらが被害者に対し物理的に作用したか精神的に作用したかには関心が払われていない。しかし、これらは、被害者と同様の状況におかれた他のいかなる合理的な者であっても同じく強要に屈したであろうと思われる程度の強度がなければならない。

——意思的要素

強要行為者は、その動機が何であれ、非難される行為を行ったこと、および用いた手段が違法であることを認識していたのでなければならない。

第302-1条は、強要の現在の定義に2つの新機軸をもたらした。すなわち、暴行を加える旨の脅迫を新しい強要の手段とし、秘密を暴露する旨の脅迫も強要となりうることを定めた。

第302-1条は、現行法では10年とされる拘禁刑の上限を7年にした。しかし、本条は、現行法には存在しない強要の加重事情を創設したことを強調しておかなければならないであろう。したがって、加重的強要に対しより効果的な制裁を加えるのに十分に広い刑罰の等級を用いるために、[加重を含まない]基本犯に適用される刑罰を引き下げるのがよいであろう。逆に、罰金は200,000フランから700,000フランに引き上げられた。

元老院は、形式的な点について第302-1条に修正を加えた。

本委員会は、秘密の暴露をもたらす強要を規定しない旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。本報告者は、本法案のこの新機軸を是認する。

本委員会は、第302-1条に修正を加えなかった。

第302-1-1条(新設) ないし第302-5条(加重事情)

強要に加重事情を創設したということは、将来の刑法典の新機軸であるが、これらの加重事情は、同一の文言で定められている点で、窃盗について採用された措置から大きく着想を得たものである。逆に、拘禁刑および懲役刑はそれぞれ窃盗について定められているものよりも1等級重くなっている。強要は、強制的な手段を用いているために、より重い犯罪だからである。

——第302-1-1条(新設)

本条は、元老院が組み入れたものであるが、強要の前後またはその最中に暴行を伴い、それが8日以下の労働不能状態を引き起こした場合または強要がとくに脆弱な者に対して行われた場合を規定する。刑罰は、10年の拘禁刑および1,000,000フランの罰金である(窃盗では、前者の場合には、7年の拘禁刑および700,000フランの罰金——新設の第301-4-1条——、後者の場合には5年の拘禁刑および500,000フランの罰金)。さらに、元老院は、必要的な保安期間が適用されるとした。窃盗の場合と同様に、元老院は、後に第302-6条に定めたように、強要の後に暴行が行われた場合、すなわち暴行が行為者の逃亡または不処罰を容易にするために行われたと考えられる場合を挙げようとした。これは、以下のいくつかの条文で定められる暴行を伴う強要行為すべてに拡張された。

本委員会は、軽罪にとどまる犯罪に必要な保安期間を適用することが適切とは思わ

れなかったため、必要的な保安期間を削除する旨の本報告者の修正案を採択した（修正案第42号）。

——第302-2条

本条は、政府原案では、強要の前またはその最中に暴行を伴い、それが身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合を対象としていた。

元老院は、すでに窃盗について取り入れられていた加重事情の等級を尊重するために、上述の箇所で規定すべきだと考えられた事情を本条に入れた。すなわち強要の前後または最中に暴行を伴い、それが8日を超える完全労働不能状態を引き起こしたという加重事情である。元老院は、この場合に科される刑罰を15年の懲役および1,000,000フランの罰金（窃盗の場合には、10年および同額の罰金——第301-5条）と定め、必要的な保安期間の適用を定めた。

本委員会は、武器を用いもしくはそれによる脅迫を伴う強要または武器を所持する者が行う強要を同じ刑罰で罰し、必要的な保安期間を削除する旨のジャック・ブリュヌ氏の修正案を否決した。

本委員会は、第302-2条に修正を加えなかった。

——第302-2-1条（新設）

元老院は、本追加条項において、強要の前後または最中に暴行を伴い、それが身体の一部喪失または永続的な障害を引き起こした場合を規定した。しかし、政府原案による第302-2条は10年の自由剥奪刑を定めていたが、元老院は、制裁の序列を整えようという要求を考慮に入れて、懲役の上限を20年にしたが、罰金は1,000,000フランのまま維持した（窃盗であれば、15年の懲役および1,000,000フランの罰金——第301-6条）。保安期間は必要的に適用される。

本委員会は、第302-2-1条（新設）に修正を加えなかった。

——第302-3条

武器の使用またはそれによる脅迫を伴って行われた強要について定める本条は、元老院による修正が加えられ、罰金刑は1,000,000フランのまま維持されたが、懲役刑の上限（原案では10年）は、30年に引き上げられた（窃盗の場合であれば20年——第301-7条）。元老院は、窃盗に関して行った決定と一貫させて、行為者が単に武器を所持していたにすぎない場合を検討してこれを採用し、必要的な保安期間の適用を定めた。

本委員会は、本条を削除する旨のジャック・ブリュヌ氏の修正案を否決し、保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を一貫して否決した。行為者が

明らかにそれと分かるように武器を所持していた場合を強要の加重事情とすることを定めようとするジャック・トゥボン氏の修正案は、本報告者が本条の現在の文言でその要請は満たされていると述べたのを受けて取り下げられた。

本委員会は、第302-3条に修正を加えなかった。

——第302-4条

本条は、組織集団形態で行われた強要を規定し、政府原案では、それに10年の拘禁刑および1,000,000フランの罰金で罰することを提案していた。暴行を伴い、それが身体の一部喪失および永続的な障害を引き起こした場合または武器の使用もしくはそれによる脅迫があった場合、自由剥奪刑は20年の懲役となる。

元老院は、上述の決定を一貫させて、第1の場合に自由剥奪刑の上限を20年に、暴行を伴う場合には30年に、行為者が武器で脅迫またはそれを使用した場合には無期懲役（窃盗であればそれぞれ15年、20年および30年——第301-8条）に引き上げ、すべての場合に保安期間が必要的に適用されるとした。

本委員会は、組織集団形態で行われた強要から生じる加重事情を累犯の場合に限定する旨のジャック・ブリュヌ氏の修正案、および保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。

本委員会は、第302-4条に修正を加えなかった。

——第302-5条

本条は、強要の前後——強要後については、元老院で追加した——または最中に拷問もしくは野蛮行為を伴った場合、または暴行を伴い死の結果を引き起こした場合、行為者を無期懲役および1,000,000フランの罰金で罰する。元老院は、保安期間の必要的な適用を定めた。

本委員会は、保安期間に関する規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を一貫して否決した。

本委員会は、第302-5条に修正を加えなかった。

第302-6条〔強要の後に行われた暴行により、犯人の逃亡を援助またはその不処罰を容易にした場合〕

本条の目的は2つある。第1に、本条は、犯罪に関与した者の中の1人だけが暴行を行った場合であっても、暴行を伴う強要に科される刑罰に関与者のすべてに適用することを目的とする。窃盗に関する第301-10条と同じ理由から、元老院はこの規定を削除し、本委員会もそれに従った。

本条の第2の目的は、暴行に関する加重事情を拡大し、固有の意味での強要行為の後に、正犯・煽動者・共犯の逃亡を援助しまたはその不処罰を確保するために暴行が行われた場合も含めることである。この規定は、第301-10条を踏襲し、元老院で同様の修正を受けた（上述の箇所を参照）が、本委員会は、本報告者の発案を受けて、第301-10条について取り入れられた表現と同じく全体的に新しくした表現を採択した（修正案第43号）。

第302-6条の後に追加される条項〔未遂〕

本委員会は、第1節に掲げられた軽罪の未遂を処罰し、第311-1-1条に定める親族の免責の適用を定める追加条項を組み入れる旨の本報告者の修正案を採択した。本報告者は、第2章の中に節を創設すれば、必然的に、現在第302-7-2条にまとめられている規定を各節ごとに取り入れることになるろうと述べた（修正案第44号⁽¹⁾）。

第302-7条の前におかれる表題

本委員会は、一貫性のため、第302-7条および第302-7-1条をまとめる「第2節 恐喝 (Section 2 —*Du chantage*)」という新たな表題を組み込む旨の本報告者の修正案を採択した（修正案第45号）。

第302-7条〔恐喝〕

1863年にはじめて、立法者は強要と恐喝とを区別した。それまでは、恐喝〔という罪名〕は刑法上は存在せず、裁判所はこれを詐欺として訴追していた。しかし、詐欺の定義のうち若干の要素は必ずしも恐喝の実情にはあわないために（詐欺の根拠となることのある「架空の事件 (événement chimérique)」が起こるのではないかという危惧の念は、恐喝には当てはまりにくい）、このような処理は十分ではなかった。

現行刑法典第400条第2項の文言によれば、恐喝は、3つの要素がすべて備わった場合に既遂となる。

——恐喝の目的について、これは、強要——強要の中の1類型が恐喝である——に関する〔第302-1条〕第1項と同じ文言で定義される。恐喝は、強要より軽い類型で、用いられる手段の性質を考慮したものであるが、署名・約束・権利放棄または現金・有価証券の交付に向けられる。したがって、恐喝は、被害者に対して金銭的損害を生じさせた場合にのみ認めることのできる、全体財産に対する犯罪にとどまるわけではない。

(1) 新設規定の文言は以下の通りである。

第302-6-1条「①本節に定める軽罪の未遂は、既遂と同一の刑で罰する。

②第311-1-1条の規定は、本節に定める犯罪に適用する。」

——第2の要素は、秘密を暴露または中傷(imputation diffamatoire)を行うという脅迫である。

脅迫は、被害者を屈伏させるに足る強制を被害者の意思に対して加える性質をもつすべての行為から生じる。文書の形を採ることも言葉の形を採ることもある。脅迫は、告知する不名誉な事実が暴露される前に行われなければならない。すなわち、事後においては、この行為はもはや強要の原因とは看做されない。脅迫によって、恐喝者は被害者の名誉を侵害しようとするのでなければならない。暴露する旨の脅迫を行う事実が不名誉な性格を帯びるかどうかは、報道出版の自由に関する1881年7月29日の法律の意味における名誉毀損事件と同様に理解される(例えば、訴迫するといって強情な債務者を威嚇する行為は恐喝とは評価し得ない)。中傷される事実が真実か否か、一部の人々または暴露先の人々にすでに知られているか否かは重要でない。

——本罪は犯罪意思を前提とするため、行為者は、目的のものを得るために用いる手段が違法であることを知っていたことが必要である。

現行刑法典第400条第2項に定める刑罰は、5年の拘禁刑および60,000フランの罰金である。現行刑法典第42条に定める権利の禁止が、場合により補充刑となる。

第302-7条は、現行刑法典の恐喝の定義を取り入れる一方でこれを簡略化し、第302-1条が強要について示した定義との調和を図った。

本罪は、次の要素が認められる場合に成立する。すなわち、①署名・契約・権利放棄現金・有価証券・財物の交付、または——これが強要罪に関する場合と同様に本法案の新機軸であるが——秘密の暴露を強要する意思、②「人の名誉または敬意を侵害する性質をもつ」事実を暴露または中傷する旨の脅迫、③犯罪意思、である。

科される拘禁刑は、5年という現行法の水準を維持するが、罰金額は、500,000フランに及ぶ。

元老院は、第302-7条に表現上の修正のみを加えた。

本委員会は、上述の決定と一貫して、恐喝が秘密の暴露に向けられることもあると定める本規定を削除する旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。

本委員会は、第302-7条に修正を加えなかった。

第302-7-1条(新設)〔加重事情〕

元老院が組み入れた本条は、恐喝の加重事情を創設する。すなわち、恐喝者が秘密を暴露する旨の脅迫を実行したことに基づく加重事情である。しかし、元老院は、この加重事情をもっぱら被害者が脅迫に屈しなかった場合に限定した。恐喝者が、目的のものを被害者から獲得した場合、この態度は——いっそう非難すべきとはいえないとしても——同じ程度には非難されるべきである点でこのような制限を加えることには疑問があ

る。本委員会は、このような事情において、このような区別をなくす方がよいと考え、本報告者のいう方向での修正案を採択した（修正案第46号⁽²⁾）。

さらに、本委員会は、元老院が提案する刑罰すなわち7年の拘禁刑および700,000フランの罰金を承認した。

第302-7-1条の後（新設）

本委員会は、先の決定と一貫して、節を組み入れ、新たな表題をつける旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。

第302-7-2条（新設）〔未遂〕

本条の第1の目的は、第2章に定める軽罪の1の未遂犯を、既遂犯に科される刑と同一の刑で罰すると定めることである。

本章に節を創設するという決定を考慮して、本委員会は、本条の文言に修正を加え、本条が組み込まれる第2節に定める軽罪のみにその射程を限定した（修正案第47号⁽³⁾）。一方、第1節に規定される軽罪は、第306-2条〔第302-6条の誤り？〕の後の新規定の対象となっている。

第302-7条の第2の目的は、本章に掲げる犯罪の行為者に、第301-11-1条に定める親族の免責を認めることである。本委員会は、前に可決したのと同じ修正を本規定に施した（修正案第47号）。

本委員会は、恐喝の場合に親族の免責の恩典を排除する旨のジャック・トゥボン氏の修正案を否決した。トゥボン氏は、この免責は同一の家族内で構成員間における財産関係が存在することに関連するものであること、および恐喝は必ずしもこのような性質の利益を得る目的では行われなかったことを考慮した。逆に、本報告者は以下のことを指摘した。つまり、恐喝は、財産目的に言及していないが、それを排除してはいないことおよび恐喝は強要の特殊な形態であるが、強要には親族の免責が存在することである。

第302-8条の前におかれる表題

本委員会は、一貫性のため、「第3節 自然人に適用される補充刑および法人の刑事責任 (Section 3 — *Peines complémentaires applicables aux personnes physiques et respons-*

(2) 元老院が可決した文言中にあった「被害者がそれ〔脅迫〕に屈することを拒否したことを理由として」という箇所が削除された。

(3) 本章では、章の下位区分として節による編成をとったため、元老院可決の文言は「第301-11-1条の規定は、本章に定める犯罪に適用される」であったが、「本節に定める犯罪 (par la présente section)」に改められた。

abilité des personnes morales)」という新たな表題を組み込む旨の本報告者の修正案を採択した(修正案第48号)。

第302-8条〔自然人に適用される補充刑〕

本条は、第2章に定める重罪・軽罪で有罪の認められた自然人に科される補充刑を列挙する。それらは以下の通りである。

——公民権、私法上および家族法上の権利の禁止。禁止期間が10年以下となるのは、強要行為が暴行を伴い、身体の一部喪失もしくは永続的な障害を引き起こした場合(第302-2条)、強要行為が武器の使用もしくはそれによる脅迫を伴った場合(第302-3条)、組織集団形態で行われた場合(第302-4条)、または拷問・野蛮行為を伴いもしくは暴行が死の結果を引き起こした場合(第302-5条)であり、禁止期間が5年以下となるのは単純強要または恐喝の場合である(第302-1条および第302-7条)。

——遂行中または遂行の機会にあつて犯罪を行った場合になされていた職業活動または社会活動の禁止。禁止期間は、第302-2条ないし第302-5条に定める場合には無期とし、第302-1条および第302-7条に掲げる場合には5年以下とする。

——5年以下の期間について、許可を要する武器の所持または携帯の禁止。

——犯罪の実行に用いられもしくは用いられようとした物または犯罪から生じた物の没収。ただし、還付の対象となる物はこの限りでない。

本条の表現は、第301-12条を踏襲し、元老院で同様の修正の対象となった(上述の箇所を参照)。元老院は、強要のすべての場合に滞在禁止を定め、そして、第302-1-1条で創設した加重的強要の新たな場合に対し、5年以下の期間について、公務または職業・社会活動の禁止を定めたことを強調しておこう。

本委員会では、第302-8条に修正を加えなかった。

第302-8-1条(新設)〔国内滞在の禁止〕

元老院は、窃盗について取り入れられたのと同様に、以下のような新規定を組み入れた。つまり、第302-1-1条ないし第302-5条に掲げるもっとも重い場合の強要行為で有罪を認められた外国人すべてに対して、フランス国内の滞在禁止を裁判官が言い渡さなければならないとする規定である。

本規定には、第301-12-1条に対するのと同じ批判が向けられる。首尾一貫するために、本委員会は、本報告者およびジャック・ブリュヌ氏の発案に従い、本条を削除する修正案を採択した(修正案第49号)。

第302-9条〔法人の刑事責任〕

本条の目的は、第2章に定める強要行為について、法人の刑事責任の原則を打ち立てることおよびそれに科される刑罰を定めることである。

第302-9条の政府原案では、科される刑罰は以下の通りであった。すなわち、第131-36条に定める態様による罰金。第131-37条第2号に定める、遂行中または遂行の機会にあって犯罪が行われた場合になされていた職業・社会活動の禁止。禁止期間は、もっとも重い強要に対しては無期、単純強要または恐喝の場合は5年以下である。第131-37条第8号に定める没収。

元老院は、提案された本条を簡略化して、刑罰の列举に代えて第131-37条を包括的に参照させるものとした。同条は、刑法典第1部に関する両院同数合同委員会に従い、本条の新しい表現を考慮している。

本委員会は、法人の刑事責任の範囲を恐喝罪のみに限定する旨のニコル・カタラ氏の修正案を否決した。

本委員会は、第302-9条に修正を加えなかった。

第302-9条の後

本委員会は、保安期間に関する新規定を組み込む旨のニコル・カタラ氏の修正案を一貫して否決した。

第302-10条〔未遂〕

本条は、単純強要と恐喝の未遂を犯罪とするものであるが、元老院は第302-7-2条(新設)にその内容を取り入れたために、本条を削除した。

本委員会は、第302-10条の削除を再議しなかった。

(早稲田大学助手・岡上雅美)